



クラウドクレジット・ファンディング合同会社

2020年5月28日

【ブラジルリアル建て】マイクロローン事業者ファンド12号

契約期間延長のお知らせ

投資家のみなさまにおかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本ファンドは本件匿名組合契約書第4.1条2項にて、本件匿名組合契約の有効期間を2020年5月末日までとしておりました。しかしながら本営業者は、以下に述べる事由により、同項にあります契約期間延長を行います。

【契約期間延長の事由】

本営業者が本件匿名組合契約に基づく出資金を本営業者グループ会社（Crowdcredit Estonia OÜ、以下当社エストニア法人）に貸付けたのち、以下の案件1、案件2に投資を実行しました。

（案件1）本件債務者B社（ロシア、カザフスタン等で個人向けローンの貸付けを行う事業者のキプロス籍の持ち株会社、IDF Holding Limited）に貸付けを行いました。

（案件2）MintosというP2Pレンディングプラットフォームを介して、ジョージア（旧グルジア共和国）の会社Creamfinance Georgia LLCの取り扱う個人向けローンの購入を行いました。

本営業者はB社より、B社が貸付事業を行うロシア、カザフスタンにおいてCOVID-19の感染拡大を背景にそれぞれの国で民間の融資について返済に一定期間の利払いの停止と元本の返済期限を延長する政府令が出されたことをうけ、B社グループにおけるバランスシートの手元流動性を確保するために2020年4月期分配の原資となるローンの元本返済期間延長を希望する申し出を、2020年4月22日に受領しました。2020年5月にはいりロシアにおける状況は2020年4月と比べると落ち着きをみせており、またモラトリアムの影響も、カザフスタンと比較すると軽微であると認識をしているものの、カザフスタンにおいては6月15日までのモラトリアムの政府令の対象者がロシアと比べて広範に及んでおり、B社もその影響を受けているため、B社の資金管理の観点から、2020年5月期分配の原資となるローンについても同様の申し出を受領しています。

上記の申し出を受けて、当社は上記2か国の政府令を確認の上、ローンの返済スケジュールを以下のように変更しております。



- 元本の返済については、3分の1ずつ均等に9月、10月、11月に返済
- 利息については、5月以降毎月支払い

かかる状況に鑑み、本営業者は本件匿名組合契約の契約期間を延長し、2020年11月末日までを延長後の契約期間といたします。ただし、B社はカザフスタンにおけるモラトリアムの政府令による影響が軽減された段階から新しい満期以前でも早期返済を行う最善の努力をするとの表明を行っていますので、現地での資金の回収作業が終了し、2020年11月末を待たずに上記のローンの返済スケジュールを前倒して、すべての資金が投資家の皆様に分配された際は、その月の末日を以て、契約の終了とさせて頂きます。

引き続き、何卒よろしくお願い申し上げます。

会社概要（クラウドクレジット・ファンディング合同会社）

【代表社員】 クラウドクレジット株式会社

【設立年月】 2016年3月

【資本金】 1,000,000円

【住所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目8番1号